

## 土木事業要望書提出留意事項

### (受付)

- ・町事業については、随時、受け付けをさせていただきます。ただし、次年度当初予算編成時期の関係から次年度要望分については9月末までにご提出ください。
- ・県事業については、8月末までにご提出ください。

### (要望検討)

- ・要望にあたっては、危険性と緊急性を考慮してご検討していただきますようお願いいたします。
- ・自治会内での合意形成を十分に図っていただきますようお願いいたします。
- ・私有地への影響や土地の提供が必要な件については、予め地権者の同意を得ていただきますようお願いいたします。
- ・検討にあたっては、別添の「土木事業案内」をご参照ください。

### (町道認定)

- ・新たに町道認定を要望される場合は、事前に地域整備課との協議をお願いいたします。
- ・既認定町道は、多賀町ホームページで閲覧できます。  
多賀町ホームページ「くらし」→「道路・河川の土木事業」→「町道について」

### (提出書類)

- ・要望書は、1件の要望につき1枚を作成してください。  
例：町事業で2件、県事業で1件の場合、要望書は3枚の作成となります。
- ・提出書類は、次のとおりです。  
多賀町土木事業要望書 } 関係者の合意を得た後、区長印を押印ください。  
滋賀県土木事業要望書 }
- ・要望箇所を現地確認させていただきますので、詳しい位置のご記入(要望箇所は赤色で示してください。)、または写真を添付してください。
- ・各様式については、多賀町ホームページよりダウンロードしていただけます。  
多賀町ホームページ「くらし」→「道路・河川の土木事業」→「土木事業要望」

### (要望回答)

・~~前年度~~の令和7年度のご要望の結果については、~~次年度~~の令和8年5月末までにご回答させていただいております。

### (担当課)

要望書作成にあたり、ご不明な点がございましたら、当課までお問い合わせください。

地域整備課道路河川係

電話 48-8116 有線 2-2020